

## 在宅医療の充実について

### (地域医療構想策定ガイドラインより 要約抜粋)

※在宅医療とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

- 1 地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「医療と介護の連携」を推進し、医療と介護の一体的な提供体制を整備。
- 2 病床機能の分化・連携の推進により、「入院医療機能」の強化。
- 3 退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は一層重要。特に、慢性期医療については、在宅医療の整備と一体的に推進。
- 4 患者・住民の視点に立てば、日頃から身近で相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことが重要。
- 5 在宅医療の提供体制の充実のためには、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体等との連携が不可欠。
- 6 人材の確保・育成を推進する観点から、都道府県が中心となって、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等に対しての在宅医療への参入の動機付けとなるような研修や参入後の相談体制の構築等。
- 7 在宅医療は主に「退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められる。
- 8 緊急時や看取りに対応するための 24 時間体制の構築に向けた役割分担等の協議。
- 9 医療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等。
- 10 患者の急変時等に対応するため、病院による在宅医療を担う診療所等への後方支援。
- 11 口腔機能の管理等の機能を担う歯科診療所、病院歯科等が医科医療機関等と連携体制を構築。